

(様式5)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

			資料番号	7	担当課	労政雇用課
法令名	職業能力開発促進法	根拠条項	40-2	許認可等の内容	職業訓練法人の解散の認可	
<p>(解散)</p> <p>第四十条 職業訓練法人は、次の理由によつて解散する。</p> <ul style="list-style-type: none">一 定款又は寄附行為で定めた解散理由の発生二 目的とする事業の成功の不能三 社団である職業訓練法人にあつては、総会の議決四 社団である職業訓練法人にあつては、社員の欠亡五 破産六 設立の認可の取消し <p>2 前項第二号に掲げる理由による解散は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。</p> <p>3 第一項第一号、第三号又は第四号に掲げる理由により職業訓練法人が解散したときは、清算人は、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。</p>						